

国立大学法人愛知教育大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

常勤役員に支給される報酬のうち、期末特別手当については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う実績評価の結果及び役員の職務の困難度、実績度を総合的に勘案し、経営評議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、または減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

国の給与制度に準じ、俸給月額を6.7%引き下げた。(施行日の前日から引き続き役員である者の受ける者の俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しない場合には、その差額を支給する経過措置あり。該当者1名)

国の給与制度に準じ、地域手当を新設した。(ただし当分の間支給しないこととし、平成18年度においては支給していない。)

賞与(期末特別手当)については、国の給与制度に準じ、支給率を年3.325月分から、年3.35月分に引き上げた。

(実施時期:平成18年4月)

理事

国の給与制度に準じ、俸給月額を6.7%程度引き下げた。(施行日の前日から引き続き役員である者の受ける者の俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しない場合には、その差額を支給する経過措置あり。該当者2名)

国の給与制度に準じ、地域手当を新設した。(ただし当分の間支給しないこととし、平成18年度においては支給していない。)

賞与(期末特別手当)については、国の給与制度に準じ、支給率を年3.325月分から、年3.35月分に引き上げた。

(実施時期:平成18年4月)

理事(非常勤)

国の給与制度に準じ、俸給月額を6.7%引き下げた。(施行日の前日から引き続き役員である者の受ける者の俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しない場合には、その差額を支給する経過措置あり。該当者2名)

(実施時期:平成18年4月)

監事(非常勤)

国の給与制度に準じ、俸給月額を6.7%程度引き下げた。

(実施時期:平成18年4月)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 17,953	千円 12,780	千円 5,173	千円 ()		
理事 (3人)	千円 40,387	千円 28,152	千円 11,395	千円 840 (通勤手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 3,330	千円 3,330	千円	千円 ()		
監事 (0人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2人)	千円 7,992	千円 7,992	千円	千円 ()		

注:非常勤理事1名については、平成18年4月、5月は無報酬であった。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事A	千円 1,911 (34,580)	年 月 1 (35)	H19.3.31 (0)	-	当法人の役員退職手当規程に基づき、役員としての在職期間における業績を総合的に判断した結果、特に増額も減額も行わないこととした。
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

注:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

〔 中期目標・中期計画を踏まえ、業務の簡素・合理化、職員の適正配置等により、効率的な運営を図りつつ、人件費を抑制する。また、職員の能力・実績等を給与に適切に反映させる。〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 中期目標・中期計画を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じ、昇給・昇進・降格の実施および勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。〕

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
本給 (昇給)	職員が一定期間良好な成績で勤務したとき、勤務成績に応じ、標準より上位の号俸に昇給させることができる。
本給 (昇進・降格)	職員の勤務成績が良好で、かつ昇進の基準に達している場合、その者の従事する職務に応じ、1級上位の級に昇進させることができる。また、職員の勤務制成績が不良である場合等は、1級下位の級に降格させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤勉手当支給基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて支給割合(成績率)を加減し、支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

〔 ・一般職(一)、(二)及び教育職(一)本給表について級構成の再編を行う。また、全ての本給表について、号俸を4分割し、給与水準を平均4.8%引下げる。(経過措置あり)
・昇給制度を見直し、昇給時期については年1回、1月1日に統一する。また、昇給号俸数については4号俸を標準とする。(経過措置あり)
・従来の調整手当に替え、地域手当を新設する。刈谷市(本部所在地)に勤務する職員に対し2%の地域手当を支給する。なお地域手当の基礎額は本給月額のみとする。(経過措置あり)
・本給の調整額を月額、最高1,000円引き下げる。(経過措置あり)
・一部の職名を除き、管理職手当の支給率を最高2%引き下げる。
・自動車等を利用した場合の通勤手当を月額、平均約1,000円引き上げる。
・地域手当の基礎額を本給月額のみとすることから、期末、勤勉手当の基礎額を見直す。(基礎額中の地域手当について基礎額を本給月額のみとする)。(経過措置あり)〕

実施時期:平成18年4月

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	498	45.8	7,929	5,716	136	2,213
事務・技術	113	44.9	6,176	4,487	135	1,689
教育職種 (大学教員)	240	49.6	9,233	6,575	147	2,658
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	49	41.8	7,317	5,386	133	1,931
教育職種(附属 義務教育学校教員)	93	38.7	7,108	5,233	115	1,875
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					

注：・技能・労務職種，その他の医療職種(医療技術職員)，その他医療職種(看護師)については，該当者が2人以下の当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから，「平均年齢」以下の事項については記載していない。

・技能・労務職種とは，運転手である。

・教育職種(附属高校教員)には，附属養護学校教員を含む。

・教育職種(附属義務教育学校教員)には，附属幼稚園教員を含む。

・医療職種(病院医師)，医療職種(病院看護師)については，該当者がいないため省略した。

・その他医療職種(医療技術職員)とは，栄養士である。

・常勤職員については，在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

・在外職員、任期付職員については，該当者がいないため省略した。

再任用職員	3	64.5	5,980	4,413	186	1,567
教育職種 (大学教員)	3	64.5	5,980	4,413	186	1,567

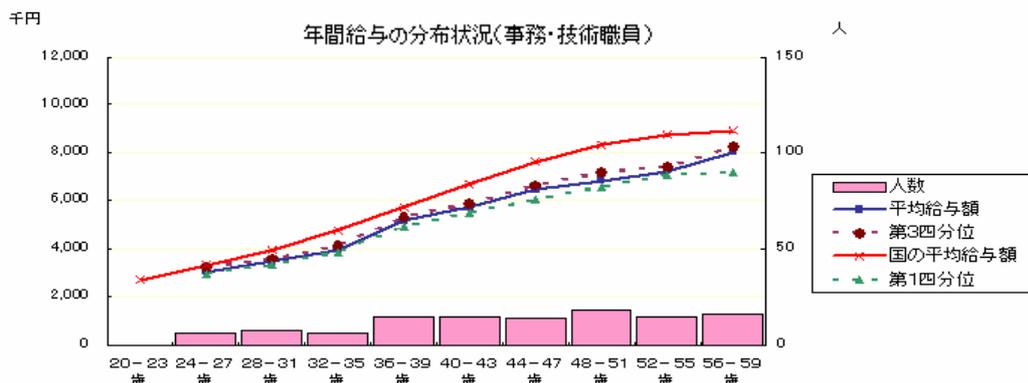
注：・事務・技術，医療職種(病院医師)，医療職種(病院看護師)については，該当者がいないため省略した。

非常勤職員	1					
事務・技術	1					

注：・非常勤職員(事務・技術)については，該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあるから，「平均年齢」以下の事項については記載していない。

・教育職種(大学教員)，医療職種(病院医師)，医療職種(病院看護師)については，該当者がいないため省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)

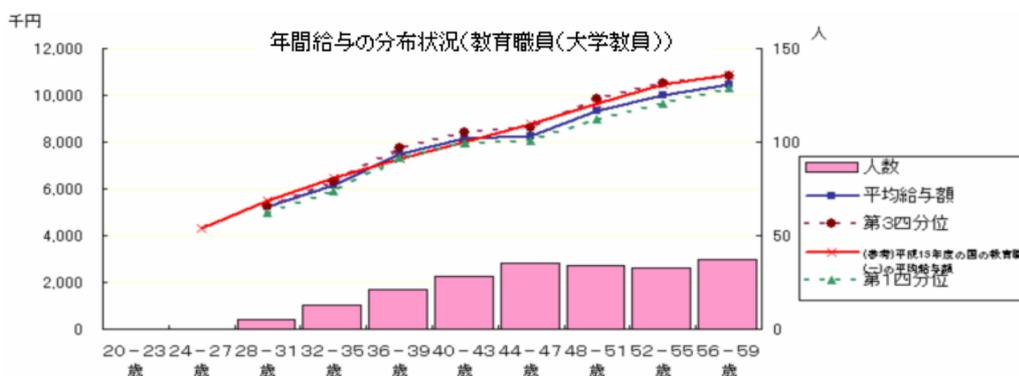


注: 年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・局長	1						
・課長	11	56.3	7,868	8,104	8,527		
・課長補佐	11	54.2	7,158	7,433	7,739		
・係長	61	46.5	5,691	6,273	6,765		
・主任	10	41.1	4,876	5,204	5,239		
・係員	19	29.3	3,085	3,445	3,668		

注: 局長については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	142	55.3	9,664	10,167	10,750		
・准教授	77	43.0	7,695	7,957	8,367		
・講師	16	33.5	5,714	6,035	6,290		
・助教	2						
・助手	3	53.5		5,934			

注: 助教については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

・助手については、該当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから第1・第3分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	係員	係長主任	係長	課長補佐	課長	部長	局長	部長	局長
人員(割合)	113人	5人 (4.4%)	15人 (13.3%)	49人 (43.4%)	27人 (23.9%)	9人 (8.0%)	7人 (6.2%)	(%)	1人 (0.9%)	(%)	(%)
年齢(最高~最低)		29歳 24歳	35歳 27歳	57歳 36歳	59歳 48歳	59歳 53歳	59歳 45歳	}	}	}	}
所定内給与年額(最高~最低)		千円 2,240 2,135	千円 3,192 2,361	千円 4,868 3,487	千円 5,697 4,501	千円 6,296 4,834	千円 6,427 5,702	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
年間給与額(最高~最低)		千円 3,085 2,923	千円 4,399 3,233	千円 6,739 4,860	千円 7,851 6,253	千円 8,527 6,850	千円 8,870 7,887	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }

注:・8級については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	240人	(%)	5人 (2.1%)	16人 (6.7%)	77人 (32.1%)	142人 (59.2%)	(%)
年齢(最高~最低)		}	59歳 30歳	38歳 30歳	62歳 35歳	62歳 45歳	}
所定内給与年額(最高~最低)		千円 }	千円 4,510 3,643	千円 4,825 3,856	千円 6,414 4,230	千円 8,575 5,573	千円 }
年間給与額(最高~最低)		千円 }	千円 6,245 4,867	千円 6,774 5,225	千円 8,994 5,953	千円 11,974 7,858	千円 }

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	67.8%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当)	36.2%	32.2%	34.1%
	最高～最低	43.1～33.3%	39.4～30.4%	41.1～31.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	68.7%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当)	34.3%	31.3%	32.7%
	最高～最低	37.1～31.9%	34.0～29.1%	34.1～30.4%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.2%	68.9%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当)	33.8%	31.1%	32.4%
	最高～最低	34.1～32.9%	33.3～30.0%	33.3～31.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.8%	68.9%	67.5%
	査定支給分(勤勉相当)	34.2%	31.1%	32.5%
	最高～最低	37.1～32.7%	34.0～28.7%	35.5～30.8%

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

对国家公務員(行政職(一))

事務・技術職員

85.8

対他の国立大学法人等(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

事務・技術職員

99.6

教育職員(大学教員)

96.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)についての平成15年度の国の教育職(一)との比較

97.0

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
(A)	4,776,164	4,826,546	50,382 (1.0)	183,836 (3.7)
退職手当支給額	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
(B)	669,215	383,487	285,728 (74.5)	237,974 (55.2)
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
(C)	364,576	304,736	59,840 (19.6)	57,986 (18.9)
福利厚生費	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
(D)	625,441	625,394	47 (0.0)	13,259 (2.2)
最広義人件費	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
(A + B + C + D)	6,435,396	6,140,163	295,233 (4.8)	125,383 (2.0)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費により雇用される職員にかかる費用及び人材派遣契約にかかる費用等を含み、財務諸表附属明細書に含まれている非常勤の退職手当引当金は含まないため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。

総人件費について参考となる事項

平成18年度総人件費の前年度比増減と主な要因について

)「給与、報酬等支給総額」… 前年度比 1.0%

事務部門の業務合理化・役職の兼務、事務職員、大学教員の欠員補充を抑制したことによる職員数の減、再雇用職員の活用及び退職者の後任者の給与額が減少したことによる減額
また、国家公務員に準拠し、本部所在地である刈谷市に勤務する職員に支給する地域手当支給割合を非支給から2%に引き上げたこと等による増額によるもの。

)「最広義人件費」… 前年度比 +4.8%

退職者数が増えたため退職手当額の増加及び外部資金による非常勤職員数増加に伴う手当額の増加等により増額となった。

行革推進法、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

)中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

)中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

長期的な人件費計画及び人件費の見通しのもとに、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに平成17年度の人件費予算相当額をベースに概ね4%の人件費削減に向けた取組を行う。

)人件費削減の取組の進ちょく状況

・基準年度の「給与、報酬等支給総額」…4,826,546千円

・当年度の " " …4,776,164千円

・当年度までの人件費削減率 … 1.0%

当年度の人件費削減率について

・当年度の「給与、報酬等支給総額」(a) … 4,776,164千円

・平成17年度の「人件費予算相当額」(b) … 5,145,369千円

・人件費の削減率(対人件費予算相当額)… 7.2% [(a) -(b) ÷ b × 100]

法人が必要と認める事項

特になし